

## 滋賀県立図書館協議会委員の募集

滋賀県では、地域の実情を踏まえ、利用者および県民の要望を十分に反映した県立図書館の運営を図ることができるよう設置する滋賀県立図書館協議会の委員の一部を、次のとおり公募します。

### ☆応募資格

県内にお住まいまたは通勤・通学されている満20歳以上の方とします。

ただし、国や地方公共団体の議員や常勤の公務員の方および県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方を除きます。

### ☆募集人数

2名以内。応募された方の中から、意見書等を総合的に考慮して決定します。

### ☆委員任期

平成28年9月1日から平成30年8月31日までの2年間です。

### ☆職務内容

会議に出席して他の委員の方とともに、県立図書館の運営に関する事項等について意見を述べていただきます。平成28年度は1～2回程度の会議開催を予定しています。

- ・協議会の委員は、この公募で選ばれた委員と学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験者、合計10名以内に委嘱します。
- ・会議に出席いただいた時は、報酬および交通費をお支払いします。

### ☆応募方法

次の書類を郵送、ファックスまたはEメールで提出してください

- (1) 滋賀県立図書館協議会委員応募書（別紙）

県立図書館のホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.shiga-pref-library.jp/>)

- (2) 「利用者として県立図書館に期待すること」を800字程度にまとめた意見書  
意見書の様式は特に定めておりません。

Eメールで提出いただく場合は、テキスト形式、ワード形式またはPDF形式としてください。

### ☆応募締切

平成28年（2016年）7月15日（金）必着です。

### ☆応募先(問い合わせ先)

〒520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町1740-1

滋賀県立図書館 総務課

Tel 077-548-9691 Fax 077-548-9790

E-mail [ma31@pref.shiga.lg.jp](mailto:ma31@pref.shiga.lg.jp)

### ☆その他

- ・提出いただいた応募書、意見書はお返ししませんので御了承ください。
- ・選考結果については、8月下旬を目途にお知らせいたします。

## 滋賀県立図書館協議会委員応募書

滋賀県立図書館協議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな 氏名			性別	年齢	歳
住所		〒			
連絡先	電話番号	(自宅・勤務先)			
応募資格		1 県内に居住		2 県内に勤務・通学	

以下の活動経験については、差し支えない範囲で記入してください。

	名称	期間
国・県・市町 の審議会委員、 モニター等の 経験		
	名称または内容	年月または期間
その他の活動の 経験		

### 【記入上の留意事項】

- 1 年齢は、平成28年(2016年)9月1日現在のものを記入してください。
- 2 審議会には、協議会、懇話会なども含みます。
- 3 その他の活動の経験には、例えば、①資源・エネルギー問題 ②国際理解・国際情勢問題 ③政治・経済問題 ④裁判員制度 ⑤科学技術・情報化 ⑥男女共同参画・女性問題 ⑦高齢化・少子化 ⑧同和問題・人権問題 ⑨教育問題 ⑩消費者問題 ⑪地域・郷土の理解 ⑫まちづくり・住民参加 ⑬ボランティア活動・NPO ⑭金融・保険・税金 ⑮自治体行政・経営 ⑯地域防災対策・安全 ⑰自然保護、環境問題、公害問題 ⑱社会福祉(障害者・高齢者福祉・年金等)などの団体やグループ、サークルでの活動経験、あるいは、著作や講演など、主なものを記入してください。

※提出された応募書などはお返ししませんので、御了承ください。